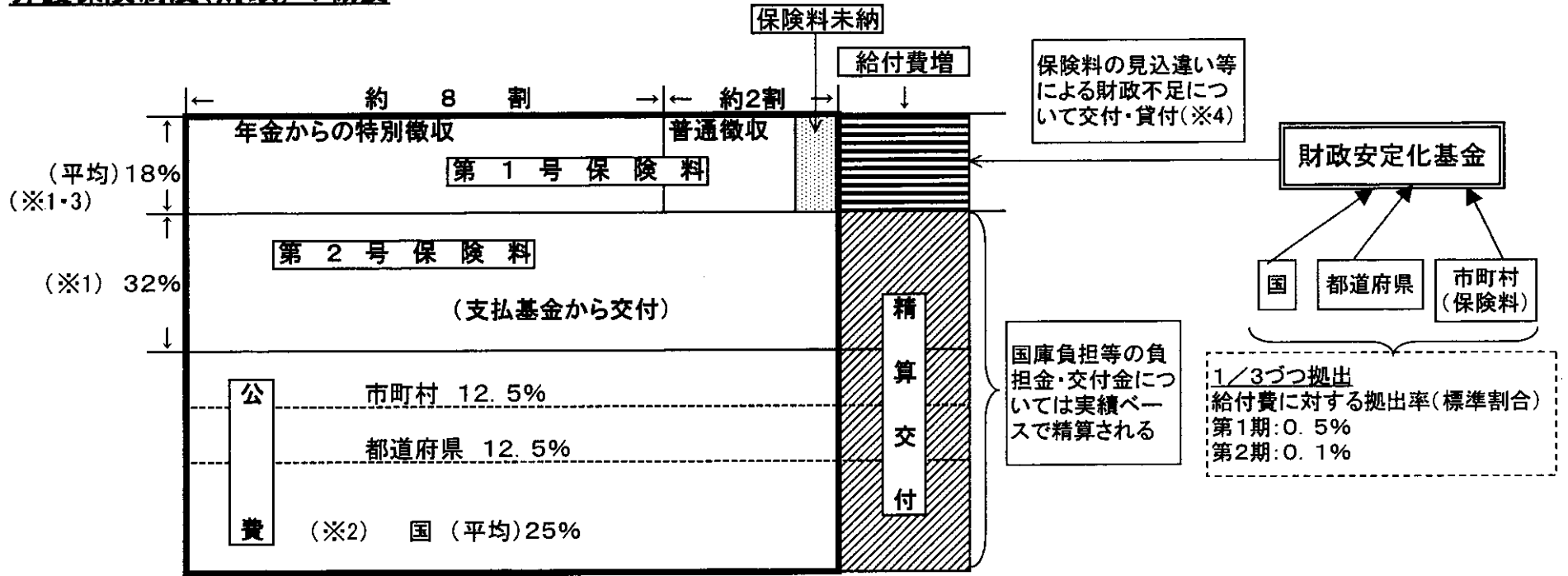


## 保険財政の状況等について

1. 介護保険制度（財政）の概要	・・・	1
2. 介護保険料について	・・・	2
3. 介護保険特別会計（全国ベース）の状況	・・・	28
4. 財政安定化基金について	・・・	32
5. 調整交付金について	・・・	36
6. 制度立案時の高齢者介護費用等の推計	・・・	39

（老人保健福祉審議会提出資料）

# 介護保険制度(財政)の概要



※1 第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率の見込みに基づいて両者の負担割合を設定している。(平成12~14年度は17%)

※2 国費のうち5%は、市町村間の財政の格差の調整のために充てる。(調整交付金)

(調整事由)

- ・ 後期高齢者の加入割合の相違
- ・ 高齢者の所得分布
- ・ 災害時の保険料・利用料減免(特別調整交付金)

※3 調整交付金の交付割合によって、各市町村における第1号被保険者の負担割合も変動する(=23%-調交交付割合)。

※4 財政安定化基金からの借入については、第1期における借入にかかる特例措置として、通常3年の償還期限を6年ないしは9年に延長することも認める措置をとっている。

## 介護保険料について

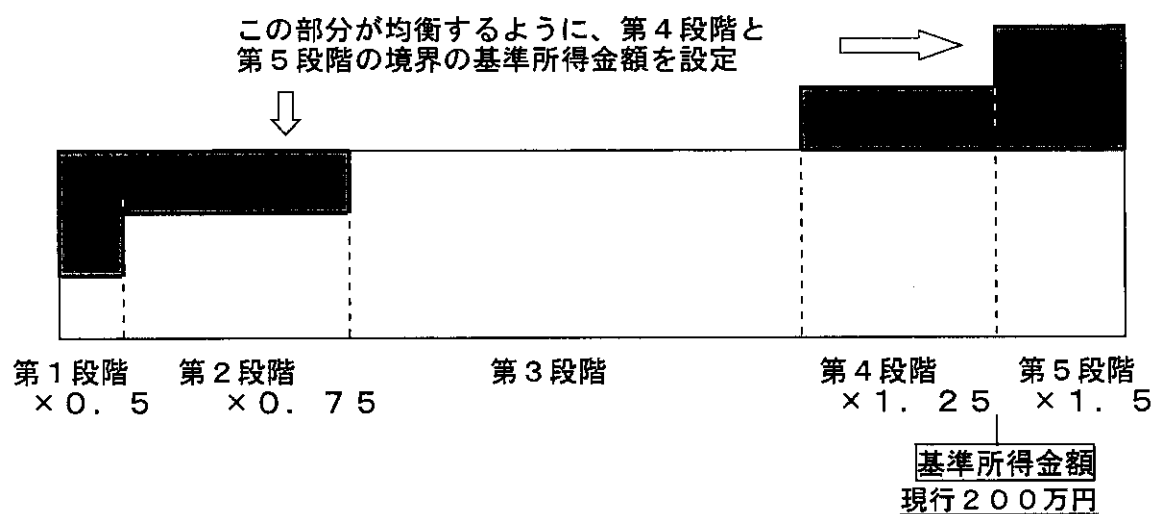
高齢者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、原則として各市町村ごとの所得段階別の定額保険料としている。(5段階ないしは6段階)

段階	対象者	保険料	(参考) 対象者見込数	
			(第2期)	(第1期)
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	約 2%	約 2%
第2段階	市町村民税世帯非課税	基準額 × 0.75	約 34%	約 29%
第3段階	市町村民税本人非課税	基準額 × 1	約 39%	約 43%
第4段階	市町村民税本人課税(被保険者本人の合計所得金額が200万円未満)	基準額 × 1.25	約 13%	約 16%
第5段階	市町村民税本人課税(被保険者本人の合計所得金額が200万円以上)	基準額 × 1.5	約 12%	約 10%

※ 老齢退職年金受給の高齢者は、年収266万円までは市町村民税非課税。したがって、夫婦それぞれの年金がこの額未満(計532万円)までは、市町村民税非課税となる。

※ 第2段階～第5段階の該当者のうち、それぞれの段階の保険料を適用すると生活保護の被保護者になってしまう者については、被保護者とならないようより低い段階の保険料を適用する。

○ 基準所得金額(第4段階と第5段階の境界所得)については、第1段階と第2段階における軽減分と、第4段階と第5段階の増額分が均衡するように設定する。



## 第2期の第1号保険料について

### 第2期（平成15～17年）介護保険料

[第1期]	[第2期]
2,911円	3,293円 (+13.1%)

※ 第1号被保険者1人あたり全国平均（月額・加重平均）

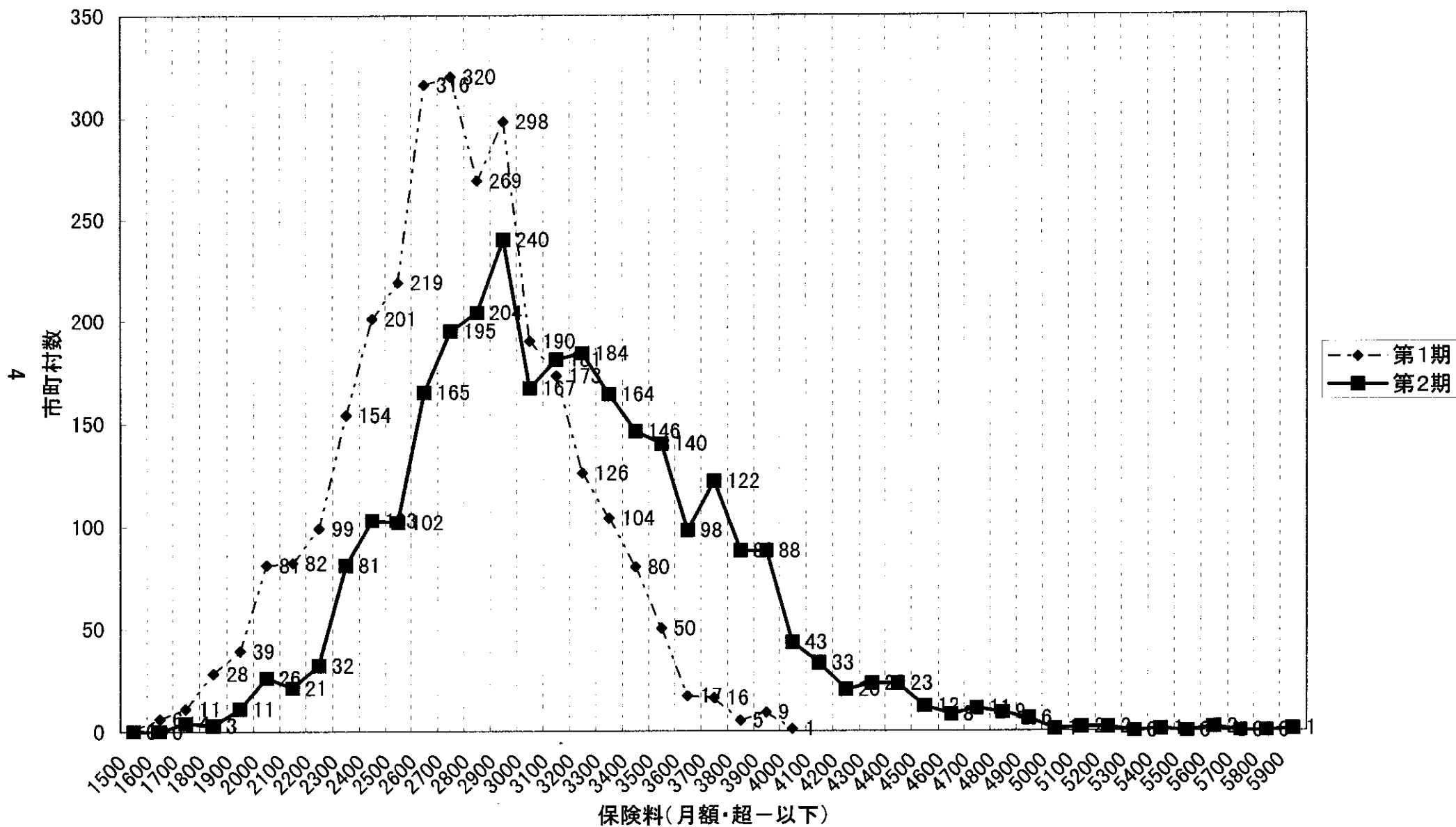
※ 上記の保険料額は各保険者の基準額を平均したものである。

#### （参考）保険料基準額の分布状況（保険者数）

	第1期	第2期
1,500円超 ～ 2,000円以下	85 (2.9%)	18 (0.7%)
2,000円超 ～ 2,500円以下	617 (21.3%)	263 (9.5%)
2,500円超 ～ 3,000円以下	1,422 (49.1%)	906 (32.8%)
3,000円超 ～ 3,500円以下	673 (23.2%)	842 (30.5%)
3,500円超 ～ 4,000円以下	97 (3.4%)	536 (19.4%)
4,000円超 ～ 4,500円以下	1 (0.0%)	142 (5.1%)
4,500円超 ～ 5,000円以下	0 (0.0%)	46 (1.7%)
5,000円超 ～ 5,500円以下	0 (0.0%)	6 (0.2%)
5,500円超 ～ 6,000円以下	0 (0.0%)	3 (0.1%)
合計	2,895	2,762

※ 第2期において保険料を経過的に複数設定している広域保険者については、同一保険料地域ごとに一つとして計上している。（2広域保険者で5地域）

保険料別市町村数(月額)



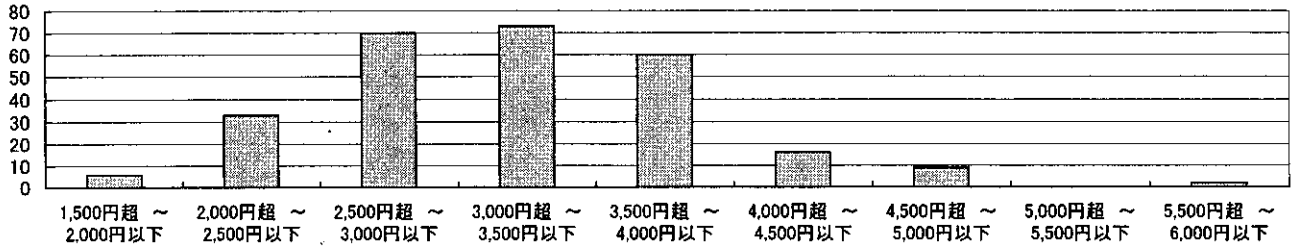
## 第2期保険料分布(第1号被保険者規模別)

	計	1,000人未満	1,000人以上 ～ 3,000人未満	3,000人以上 ～ 5,000人未満	5,000人以上 ～ 10,000人未満	10,000人以上 ～ 50,000人未満	50,000人以上
1,500円超 ～ 2,000円以下	18 ( 0.7%)	6	10	1	1	0	0
2,000円超 ～ 2,500円以下	263 ( 9.5%)	33	121	64	33	12	0
2,500円超 ～ 3,000円以下	906 (32.8%)	70	353	163	149	154	17
3,000円超 ～ 3,500円以下	842 (30.5%)	73	334	115	112	166	42
3,500円超 ～ 4,000円以下	536 (19.4%)	60	234	80	69	66	27
4,000円超 ～ 4,500円以下	142 ( 5.1%)	16	64	31	10	18	3
4,500円超 ～ 5,000円以下	46 ( 1.7%)	9	22	7	4	4	0
5,000円超 ～ 5,500円以下	6 ( 0.2%)	0	0	0	2	4	0
5,500円超 ～ 6,000円以下	3 ( 0.1%)	2	0	0	1	0	0
計	2762	269	1138	461	381	424	89

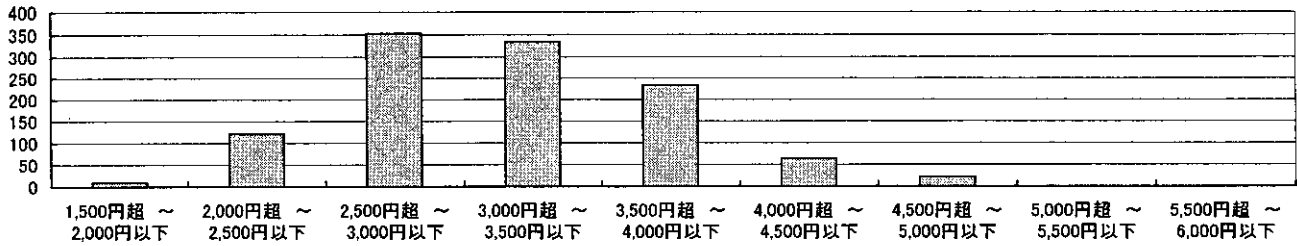
※ 第1号被保険者数は各市町村による平成15-17年度の見込数の平均

## 保険者規模(第1号被保険者数)区分ごとの保険料分布

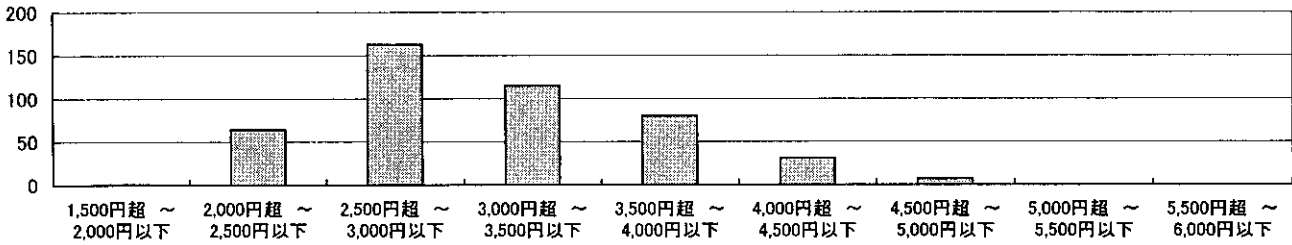
1,000人未満



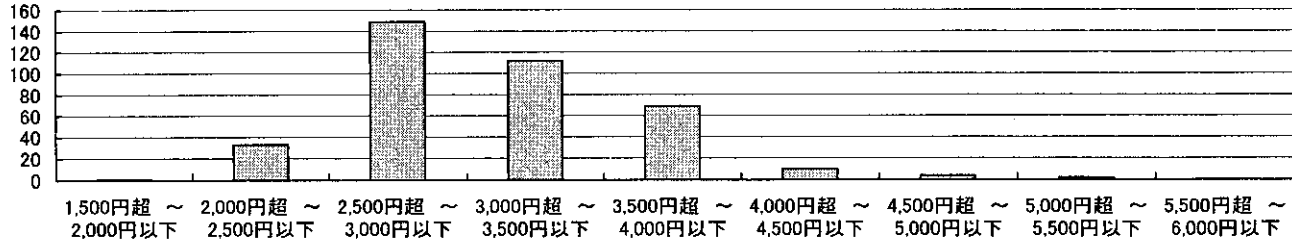
1,000人以上~3,000人未満



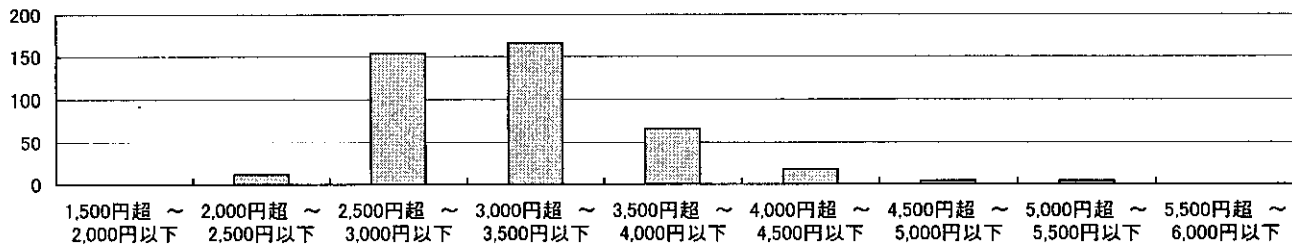
3,000人以上~5,000人未満



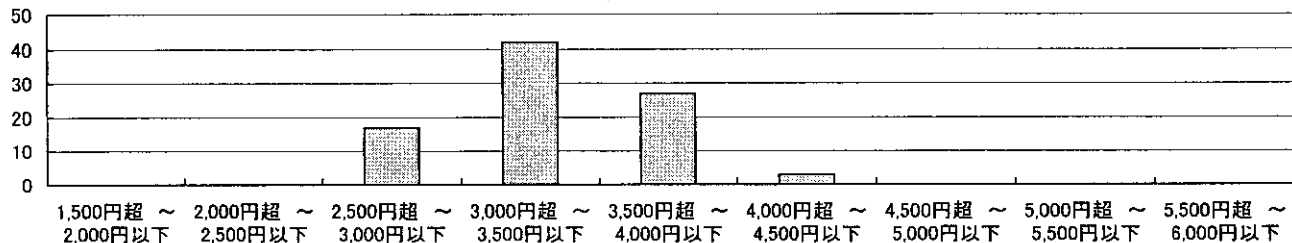
5,000人以上~10,000人未満



10,000人以上~50,000人未満



50,000人以上



## 1期・2期保険料増減の状況

増額	2,000円超 ~	5	} 2,312 (80.6%)
	1,750円超 ~ 2,000円以下	9	
	1,500円超 ~ 1,750円以下	38	
	1,250円超 ~ 1,500円以下	74	
	1,000円超 ~ 1,250円以下	143	
	750円超 ~ 1,000円以下	306	
	500円超 ~ 750円以下	453	
	250円超 ~ 500円以下	705	
	0円超 ~ 250円以下	579	
据え置き	0円	364	(12.7%)
減額	0円超 ~ 250円以下	140	} 193 (6.7%)
	250円超 ~ 500円以下	42	
	500円超 ~ 750円以下	8	
	750円超 ~ 1,000円以下	1	
	1,000円超 ~	2	
計		2,869	

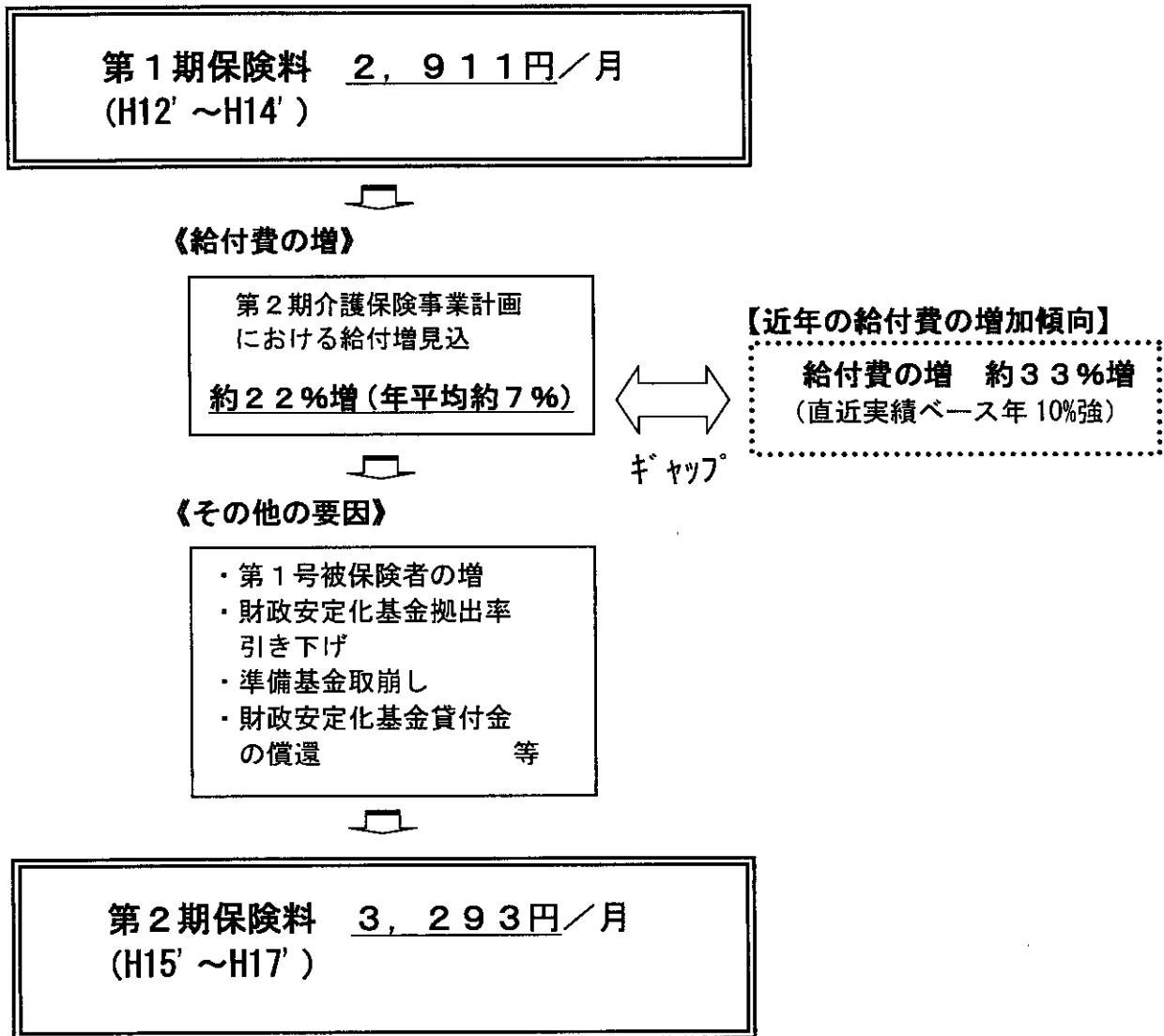
※ 保険者数については、第1期と第2期の比較を行うため、平成15年4月1日以降広域化している場合、広域化前の構成市町村ごとに集計している。

(参考) 増額幅上位100位まで(保険者数:116)の第1号被保険者数による分布

第1号被保険者数	該当 A	(全体) B	A/B
~ 1,000人以下	24	269	8.9%
1,000人超 ~ 3,000人以下	47	1,138	4.1%
3,000人超 ~ 5,000人以下	25	461	5.4%
5,000人超 ~ 10,000人以下	10	381	2.6%
10,000人超 ~ 50,000人以下	10	424	2.4%
50,000人超 ~	0	89	0.0%



## 給付費の動向からみた第2期保険料（1号保険料）



### [参考]

#### 第1号保険料の内訳

<b>在宅サービス</b> 約1500円	<b>施設サービス</b> 約1800円
-------------------------	-------------------------

注) 具体的な保険料は、準備基金取崩し、財政安定化基金貸付金の償還等による影響があるため、上記の合計は全国平均値（3,293円）に一致しない。

## 保険給付額の状況

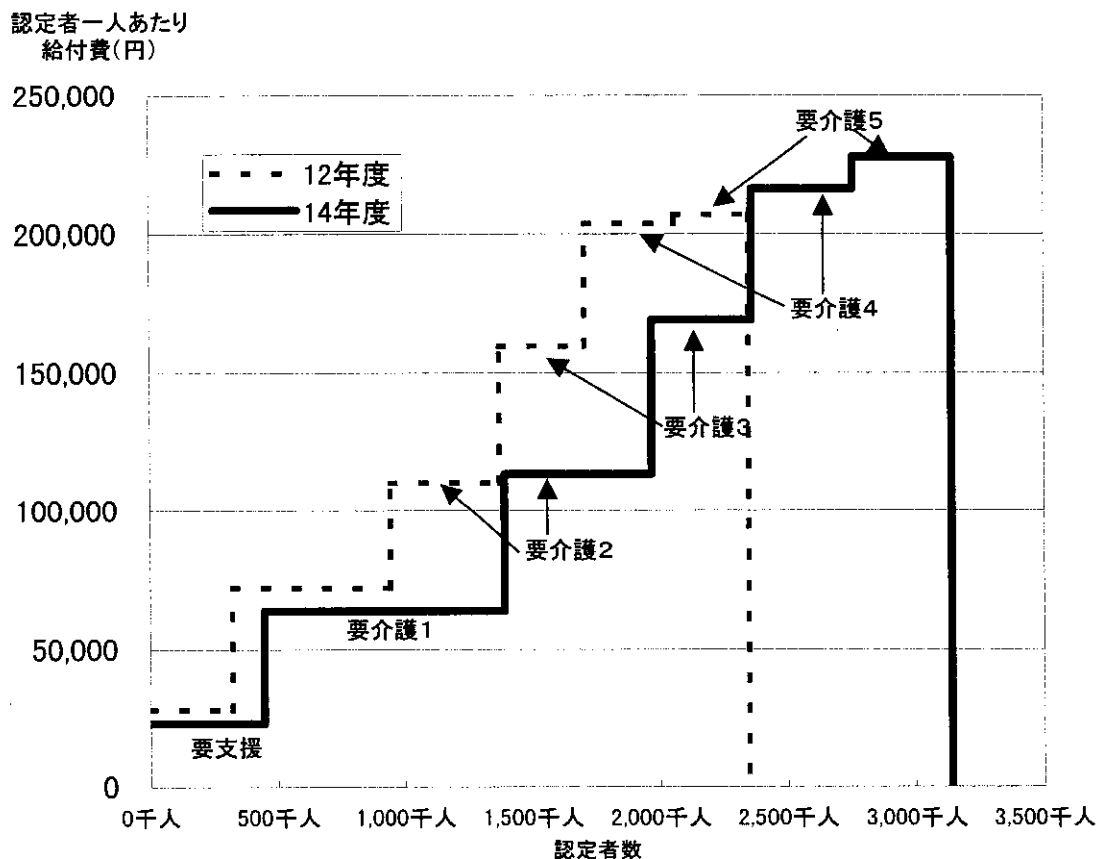
(単位:億円)

	4月サービス	7月サービス	10月サービス	1月サービス	1か月平均
12年度	2,190	3,007	3,120	3,053	2,936
13年度	3,187	3,467	3,565	3,512	3,407
前年同 月比	—	<u>15.3%</u>	<u>14.3%</u>	<u>15.0%</u>	16.0%
14年度	3,658	3,959	4,046	3,930	3,865
前年同 月比	<u>14.8%</u>	<u>14.2%</u>	<u>13.5%</u>	<u>11.9%</u>	13.4%

(介護保険事業状況報告より)

- 注1) 各年度の4月サービス、7月サービス、10月サービス及び1月サービスについては、各年の介護保険事業状況報告(月報)の6月分、9月分12月分及び3月分の数値である。
- 注2) 12年度及び13年度の1か月平均は、各年度の介護保険事業状況報告(年報)の数値を各年度の月数(12年度は11か月、13年度は12か月)で除した数値である。
- 注3) 14年度の1か月平均は、介護保険事業状況報告(月報)の14年3月サービス分(14年5月分)から15年1月サービス分(15年3月分)の11か月平均の数値である。

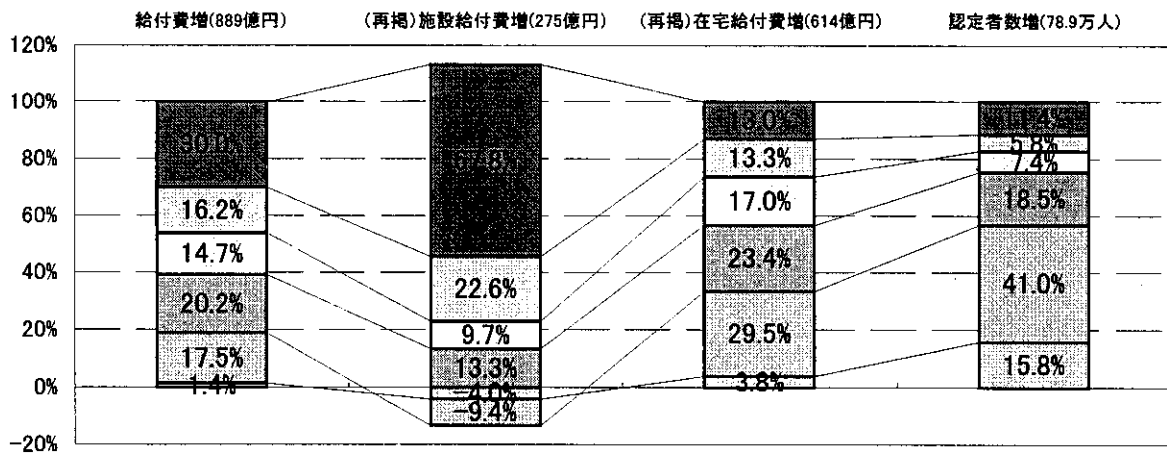
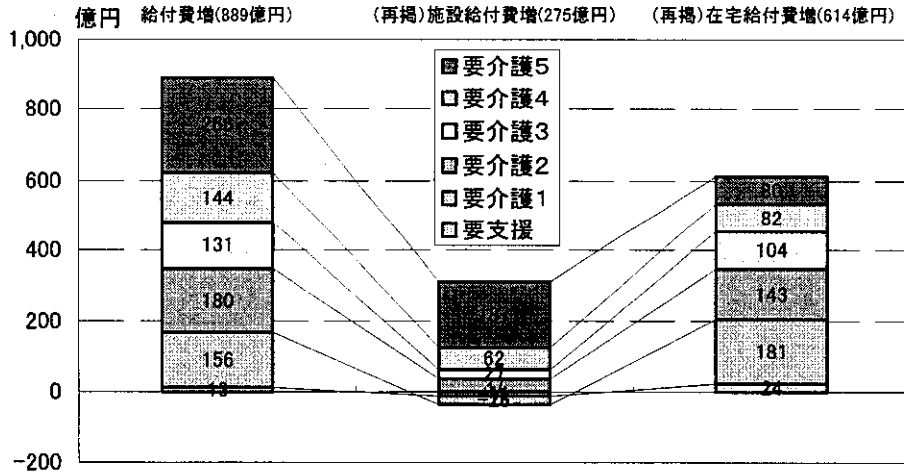
## 要介護度別給付費、認定者数、認定者一人あたり給付費(月平均)



		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計
12年度	給付費	90億円	450億円	474億円	534億円	710億円	607億円	2,864億円
	認定者数	32.1万人	62.4万人	42.9万人	33.5万人	34.8万人	29.3万人	235.0万人
	認定者一人あたり給付費	2.8万円	7.2万円	11.0万円	16.0万円	20.4万円	20.7万円	12.2万円
14年度	給付費	103億円	606億円	654億円	665億円	853億円	873億円	3,754億円
	認定者数	44.6万人	94.8万人	57.6万人	39.3万人	39.4万人	38.3万人	314.0万人
	認定者一人あたり給付費	2.3万円	6.4万円	11.4万円	16.9万円	21.6万円	22.8万円	12.0万円
伸び率	給付費	14.2%	34.6%	38.0%	24.5%	20.3%	43.9%	31.0%
	認定者数	38.9%	51.9%	34.1%	17.5%	13.1%	30.7%	33.6%
	認定者一人あたり給付費	-17.8%	-11.4%	2.9%	5.9%	6.3%	10.1%	-1.9%
増加分	給付費	13億円	156億円	180億円	131億円	144億円	266億円	889億円
	寄与率	1.4%	17.5%	20.2%	14.7%	16.2%	30.0%	100.0%
	認定者数	12.5万人	32.4万人	14.6万人	5.9万人	4.6万人	9.0万人	78.9万人
	寄与率	15.8%	41.0%	18.5%	7.4%	5.8%	11.4%	100.0%
	認定者一人あたり給付費	-0.5万円	-0.8万円	0.3万円	0.9万円	1.3万円	2.1万円	-0.2万円

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(月報)」より算出  
 注：14年度は10ヶ月(14年3月サービス分～12月サービス分)平均である。

# 給付費、利用者数、利用者一人あたり給付費(月平均)



在宅		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計
12年度	給付費	75億円	236億円	185億円	164億円	151億円	146億円	957億円
	利用者数	20.9万人	38.0万人	23.1万人	14.8万人	12.1万人	10.3万人	119.3万人
	利用者一人あたり給付費	3.6万円	6.2万円	8.0万円	11.1万円	12.5万円	14.1万円	8.0万円
14年度	給付費	99億円	417億円	329億円	269億円	233億円	226億円	1,571億円
	利用者数	27.9万人	63.7万人	35.7万人	20.6万人	15.3万人	12.9万人	176.1万人
	利用者一人あたり給付費	3.5万円	6.6万円	9.2万円	13.0万円	15.2万円	17.5万円	8.9万円
伸び率	給付費	31.5%	76.8%	77.5%	63.4%	54.0%	54.9%	64.2%
	利用者数	33.4%	67.6%	54.6%	39.1%	26.3%	25.0%	47.6%
	利用者一人あたり給付費	-1.4%	5.5%	14.8%	17.5%	22.0%	23.9%	11.2%
増加分	給付費	24億円	181億円	143億円	104億円	82億円	80億円	614億円
	寄与率	3.8%	29.5%	23.4%	17.0%	13.3%	13.0%	100.0%
	利用者数	7.0万人	25.7万人	12.6万人	5.8万人	3.2万人	2.6万人	56.8万人
	寄与率	12.3%	45.2%	22.2%	10.2%	5.6%	4.6%	100.0%
	利用者一人あたり給付費	-0.1万円	0.3万円	1.2万円	1.9万円	2.7万円	3.4万円	0.9万円

施設		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計
12年度	給付費	15億円	214億円	289億円	370億円	558億円	461億円	1,907億円
14年度	給付費	4億円	188億円	325億円	397億円	621億円	647億円	2,182億円
伸び率	給付費	-72.6%	-12.1%	12.7%	7.2%	11.1%	40.5%	14.4%
増加分	給付費	-11億円	-26億円	37億円	27億円	62億円	187億円	275億円
	寄与率	-4.0%	-9.4%	13.3%	9.7%	22.6%	67.8%	100.0%

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(月報)」より算出  
 注:14年度は10ヶ月(14年3月サービス分~12月サービス分)平均である。  
 注:当該資料では要介護度別に施設受給者数を把握していない。

## 各都道府県保険料6段階設定実施保険者の状況

平成15年4月1日現在

No	都道府県名	第1期	第2期	増加数	保険者数	実施率
—	全国	11	230	219	2759	8.3%
1	北海道	0	10	10	202	5.0%
2	青森県	0	4	4	67	6.0%
3	岩手県	0	4	4	42	9.5%
4	宮城県	0	3	3	69	4.3%
5	秋田県	0	3	3	48	6.3%
6	山形県	0	6	6	44	13.6%
7	福島県	0	7	7	90	7.8%
8	茨城県	0	2	2	80	2.5%
9	栃木県	0	14	14	49	28.6%
10	群馬県	0	0	0	69	0.0%
11	埼玉県	0	12	12	82	14.6%
12	千葉県	1	7	6	80	8.8%
13	東京都	0	15	15	62	24.2%
14	神奈川県	1	8	7	37	21.6%
15	新潟県	0	8	8	108	7.4%
16	富山県	0	10	10	10	100.0%
17	石川県	0	1	1	37	2.7%
18	福井県	0	3	3	30	10.0%
19	山梨県	0	1	1	58	1.7%
20	長野県	0	22	22	97	22.7%
21	岐阜県	0	3	3	58	5.2%
22	静岡県	0	1	1	71	1.4%
23	愛知県	0	7	7	85	8.2%
24	三重県	0	3	3	48	6.3%
25	滋賀県	0	7	7	45	15.6%
26	京都府	8	34	26	44	77.3%
27	大阪府	0	3	3	42	7.1%
28	兵庫県	0	1	1	88	1.1%
29	奈良県	0	1	1	47	2.1%
30	和歌山県	1	1	0	48	2.1%
31	鳥取県	0	3	3	36	8.3%
32	島根県	0	4	4	18	22.2%
33	岡山県	0	0	0	72	0.0%
34	広島県	0	1	1	71	1.4%
35	山口県	0	6	6	53	11.3%
36	徳島県	0	0	0	43	0.0%
37	香川県	0	2	2	37	5.4%
38	愛媛県	0	0	0	69	0.0%
39	高知県	0	0	0	49	0.0%
40	福岡県	0	5	5	26	19.2%
41	佐賀県	0	0	0	7	0.0%
42	長崎県	0	0	0	40	0.0%
43	熊本県	0	3	3	90	3.3%
44	大分県	0	0	0	58	0.0%
45	宮崎県	0	0	0	44	0.0%
46	鹿児島県	0	5	5	90	5.6%
47	沖縄県	0	0	0	19	0.0%

## 保険料6段階制の実施状況

### ○ 料率の最高・最低

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
最も多い 設定	0.4 ~0.5	0.7 ~0.75	—	1.25	1.5	1.7 ~1.75 or 2.0
(参考) 最高	0.5	0.8	—	1.56	1.9	2.4
最低	0.1	0.5	—	1.2	1.27	1.5

※ 最高・最低乗率は各段階別であり、同一保険者のものとは限らない。

### ○ 基準所得金額の最高・最低

	第4／5段階	第5／6段階
最も多い 設定	200万円	400万円 ~500万円
(参考) 最高	250万円	1,000万円
最低	150万円	200万円

※ 最高・最低額は各区分別であり、同一保険者のものとは限らない

※ 基準所得金額…介護保険法施行令第38条に規定する、保険料第4段階以上を区分する際の基準となる金額（地方税法における「合計所得金額」の額を用いている）

## 各都道府県保険料単独減免実施保険者の状況

No	都道府県名	H14.4.1	H14.4.1 (3原則遵守)	H15.4.1(A) (※)	H15.4.1 (3原則遵守) (※)	増加数	H15.4.1 保険者数 (B)	A/B
—	全国	420	308	695	622	275	2759	25.2%
1	北海道	60	26	64	45	4	202	31.7%
2	青森県	0	0	1	1	1	67	1.5%
3	岩手県	8	6	13	12	5	42	31.0%
4	宮城県	3	1	6	6	3	69	8.7%
5	秋田県	0	0	3	3	3	48	6.3%
6	山形県	2	2	6	6	4	44	13.6%
7	福島県	1	1	4	4	3	90	4.4%
8	茨城県	13	9	19	17	6	80	23.8%
9	栃木県	4	3	16	16	12	49	32.7%
10	群馬県	12	11	17	16	5	69	24.6%
11	埼玉県	15	11	28	24	13	82	34.1%
12	千葉県	26	12	29	17	3	80	36.3%
13	東京都	24	15	37	30	13	62	59.7%
14	神奈川県	16	11	22	22	6	37	59.5%
15	新潟県	16	16	27	27	11	108	25.0%
16	富山県	0	0	5	5	5	10	50.0%
17	石川県	4	4	9	9	5	37	24.3%
18	福井県	0	0	2	2	2	30	6.7%
19	山梨県	2	1	9	8	7	58	15.5%
20	長野県	5	5	11	11	6	97	11.3%
21	岐阜県	8	1	10	5	2	58	17.2%
22	静岡県	45	43	58	57	13	71	81.7%
23	愛知県	16	9	28	25	12	85	32.9%
24	三重県	6	3	11	8	5	48	22.9%
25	滋賀県	6	2	7	4	1	45	15.6%
26	京都府	10	8	12	11	2	44	27.3%
27	大阪府	21	20	31	31	10	42	73.8%
28	兵庫県	19	17	34	32	15	88	38.6%
29	奈良県	1	1	6	6	5	47	12.8%
30	和歌山県	8	7	13	13	5	48	27.1%
31	鳥取県	3	3	6	6	3	36	16.7%
32	島根県	0	0	3	3	3	18	16.7%
33	岡山県	10	9	17	16	7	72	23.6%
34	広島県	10	9	19	18	9	71	26.8%
35	山口県	9	9	21	21	12	53	39.6%
36	徳島県	0	0	1	0	1	43	2.3%
37	香川県	0	0	0	0	0	37	0.0%
38	愛媛県	0	0	0	0	0	69	0.0%
39	高知県	1	0	8	7	7	49	16.3%
40	福岡県	8	8	15	15	7	26	57.7%
41	佐賀県	0	0	5	5	5	7	71.4%
42	長崎県	4	4	8	8	4	40	20.0%
43	熊本県	4	3	9	7	5	90	10.0%
44	大分県	15	14	18	17	3	58	31.0%
45	宮崎県	3	3	21	21	18	44	47.7%
46	鹿児島県	0	0	4	4	4	90	4.4%
47	沖縄県	2	1	2	1	0	19	10.5%

※ 5月の公表の後、都道府県より訂正報告を受けたため、訂正後の数字を掲載している

※ 「3原則」

- 保険料の全額免除
  - 収入のみに着目した一律の減免
  - 減額分の一般財源からの繰入れ
- は、制度の趣旨に鑑みて適当ではない。